

「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について（理事会決議）」
に関するQ & A

（平15. 4. 2）

1. 引け値を条件とした取引の定義にある「これに準ずる取引」とは、どのような取引を指しますか。

（答）「準ずる取引」とは、一連の複合した取引で構成される取引契約中において、取引価額の算出条件に特定の日の終値を用いることを予め約し、当該終値が決定された後に当該取引価額で執行することを包含する形態の取引を指します。具体的には、証券会社がETF（株価指数連動型上場投資信託）を組成する際に、顧客が保有する株式を買い付けるとともに、ETF組成に不足する株式（以下「不足株式」という。）を自己取引で取引所有価証券市場から買い付ける場合において、顧客から買い付ける株式の取引価額（買付代金）を、あらかじめ決められた方法により算出した当該ETFの総額から、不足株式に係る特定の日の終値により算出した価額を差し引いた金額とすることを約する取引はこれに該当します。

2. 「引け値を条件とした取引」には、取引所有価証券市場で行われる立会時間外の取引（東証にあってはToSTNet、大証にあってはJ-NET、名証にあってはN-NETでの取引）も含まれますか。

（答）取引所有価証券市場で行われる立会時間外の取引であっても、終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引については、「引け値を条件とした取引」に含まれます。

3. 引け値を条件とした取引を受託する場合における顧客への説明事項には具体的にどのようなものが考えられますか。

（答）顧客への説明事項の具体例としては、引け値を条件とした取引に伴いヘッジのための自己取引を行う場合に、「ヘッジ取引を行う」旨を明確に説明することが考えられます。また、顧客から求めがある場合には、ヘッジ取引を執行するに際しての基本的な考え方や、ヘッジ取引を行う際にどのような点に留意しているかなどを説明することが考えられます。

4. 個別銘柄の流動性を考慮した執行に関する事項としてどのようなことを定めることが考えられますか。

(答) 例えば、個別銘柄の流動性を勘案した、取引数量や取引時間等に関する事項を定めることが考えられます。「個別銘柄の流動性」については一律的なあるいは定量的な基準があるものではないので、直近の一定期間の平均売買高を用いたり（あるいは発注時点における注文数量を加味したり）、株価指数の銘柄入替え時など通常より大きな売買高が予想できる場合には例外を設けるなど、各社の実情に応じて定めてください。

5. 終値等決定前の取引に係る留意点又は制約に関する事項については、どのようなことを定めるべきでしょうか。

(答) 終値等決定前に行われるヘッジ取引が相場操縦や作為的相場形成に当たらないよう、執行に関する社内規則を整備する必要があります。具体的には終値等決定前における取引手法、取引数量（ヘッジ数量）、執行方法について規定することが考えられます。

例えば、取引手法については終値等決定前における成り行き発注の取扱いについて定めること、取引数量については終値等決定前において執行するヘッジ数量が当該銘柄の流動性に比較して過大なものにならないように基準を設けること、執行方法については終値等決定前において買上がり（売下がり）や価格維持につながる価格での発注を行わないなどを定めることが考えられます（これらはあくまでも例示であり、これらにとらわれる必要はありません。また、これらの事項の全てが必要ということでもありません。実際には各社の実情において必要な事項を定めてください）。

なお、平成 15 年 3 月 19 日に、各証券取引所等から「引値保証取引等に係るガイドライン」が公表されていますので、これらも参考にして下さい。

6. 社内規則の遵守状況のチェックはどのように行うのですか。

(答) まず、引け値を条件とした取引に伴う自己取引について、明確に区分された形で売買審査部門に報告されることが必要です。

その上で、売買審査部門において、当該自己取引が社内規則に従った形で執行されているか確認を行い、問題がある場合には当該自己取引の執行部門に対して速やかに原因を聴取し、改善を指示することが必要です。

また、定期的な社内検査においても、上記の売買管理が適切に行われているかチェックすることが必要と考えられます。

7. 引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について、他の自己勘定による売買と区分するとされていますが、専用の特別な勘定を設けて管理する必要があるのでしょうか。

(答) 「他の自己勘定による売買と区分する」とは、必ずしも特別な勘定を設けて管理することを求めるものではなく、一連の取引が他の自己取引と区別できるよう管理され、事後に検証が可能な状態であることをいいます。

なお、金融庁が平成 15 年 3 月 18 日に公表した「引値保証取引等への対応」において「ヘッジ取引の特別な勘定における管理」との記述がありますが、これにつきましても同じ趣旨ですので、専用の特別な勘定を設けて管理することまでは求められていません。

8. 「引け値を条件とした取引」を行っていない（受託していない）証券会社の場合にも何らかの対応が必要ですか。

(答) 「引け値を条件とした取引」を行っていない（受託していない）証券会社に対してまで、本理事会決議に基づく対応を義務付けるものではありませんが、今後同取引を行う可能性のある証券会社においてはあらかじめ対応しておくことが望ましいと考えます。

9. 新たに独立した社内規則を制定しなければならないのでしょうか。

(答) 必ずしも新たに独立した社内規則を設ける必要はありません。既存の関連する社内規則に盛り込むなどにより対応することでもかまいません。

以 上